古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成 28 年６月 21 日

農林水産大臣　森山　　**裕**

（「次のとおり」は省略し、古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局小樽開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

砂原地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり砂原地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成 28 年６月 21 日

農林水産大臣　森山　　**裕**

（「次のとおり」は省略し、砂原地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局函館開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

落石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり落石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成 28 年６月 21 日

農林水産大臣　森山　　**裕**

（「次のとおり」は省略し、落石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局釧路開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

苫前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成14年５月30日に公表した苫前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成 28 年６月 21 日

農林水産大臣　森山　　**裕**

１　廃止した理由　本地区において、漂砂対策、輸出機能の強化等を目的とした施設を整備するため、新規に計画を策定することが必要になったことから、平成14年５月30日に公表した計画に基づき整備することとなっていた施設のうち未整備となっている施設に係る事業を廃止した。

２　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項　未整備となっている施設以外の施設は、工事が完了している。

３　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項　北護岸等の整備により、安全かつ効率的な係船環境が確保されている。また、屋根付き岸壁等の整備により、水産物の衛生管理や就労環境の改善が図られている。

４　廃止したことによる影響に関する事項　本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、新規に策定する計画に編入するため影響はない。

５　今後の課題と対応に関する事項　新規に策定する計画を着実に進捗させることが必要である。

古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成14年５月30日に公表した古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成 28 年６月 21 日

農林水産大臣　森山　　**裕**

１　廃止した理由　本地区において、衛生管理対策、防災機能の強化等を目的とした施設を整備するため、新規に計画を策定することが必要になったことから、平成14年５月30日に公表した計画に基づき整備することとなっていた施設のうち未整備となっている施設に係る事業を廃止した。

２　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項　未整備となっている施設以外の施設は、工事が完了している。

３　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項　東防波堤、東突堤等の整備により、港内静穏が向上し、漁船係留の安全確保が図られている。また、屋根付き岸壁等の整備により、水産物の衛生管理や就労環境の改善が図られている。

４　廃止したことによる影響に関する事項　本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、新規に策定する計画に編入するため影響はない。

５　今後の課題と対応に関する事項　新規に策定する計画を着実に進捗させることが必要である。

砂原地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成14年５月30日に公表した砂原地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成 28 年６月 21 日

農林水産大臣　森山　　**裕**

１　廃止した理由　本地区において、衛生管理対策、防災機能の強化等を目的とした施設を整備するため、新規に計画を策定することが必要になったことから、平成14年５月30日に公表した計画に基づき整備することとなっていた施設のうち未整備となっている施設に係る事業を廃止した。

２　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項　未整備となっている施設以外の施設は、工事が完了している。

３　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項　北外防波堤及び突堤等の整備により、港内静穏が向上し、漁船係留の安全確保が図られている。また、屋根付き岸壁等の整備により、水産物の衛生管理や就労環境の改善が図られている。

４　廃止したことによる影響に関する事項　本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、新規に策定する計画に編入するため影響はない。

５　今後の課題と対応に関する事項　新規に策定する計画を着実に進捗させることが必要である。

落石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成14年５月30日に公表した落石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成 28 年６月 21 日

農林水産大臣　森山　　**裕**

１　廃止した理由　本地区において、衛生管理対策、防災機能の強化等を目的とした施設を整備するため、新規に計画を策定することが必要になったことから、平成14年５月30日に公表した計画に基づき整備することとなっていた施設のうち未整備となっている施設に係る事業を廃止した。

２　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項　未整備となっている施設以外の施設は、工事が完了している。

３　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項　北防波堤、東防波堤等の整備により、港内静穏が向上し、漁船係留の安全確保が図られている。また、屋根付き岸壁等の整備により、水産物の衛生管理や就労環境の改善が図られている。

４　廃止したことによる影響に関する事項　本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、新規に策定する計画に編入するため影響はない。

５　今後の課題と対応に関する事項　新規に策定する計画を着実に進捗させることが必要である。

統　　計

機械受注統計調査報告（平成 28 年４月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

1987（昭和62）年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

2011（平成23）年４月調査より、日本標準産業分類の改定（2007（平成19）年11月）に準拠して、需要者（業種）分類を変更した。表章については、2016（平成28）年１月調査より、従来の移行期表章分類から変更後の調査票分類へと移行した。